

北海道 150 年事業 北海道みらいメンバーシップ 「パートナー」の2次募集について



2018年は北海道150年
Hokkaido's 150th Anniversary

北海道 150 年事業実行委員会

北海道 150 年事業実行委員会（以下、「実行委員会」とします。）では、北海道 150 年事業を象徴する記念セレモニーや関連する企画等を実施します。

各事業の企画・実施は、実行委員会内にプロジェクトチームをつくり準備を進めます。チームには実行委員会に属さない企業や団体（以下、「企業等」とします。）の皆様にもご参画いただく仕組み「北海道みらいメンバーシップ」（パートナー、スポンサー、サポーター等）を設け、平成 29 年 1 月から 3 月に「パートナー」の 1 次募集を行ったところであり、4 月 27 日付けで合計 25 企業・団体を「パートナー」として決定しました。

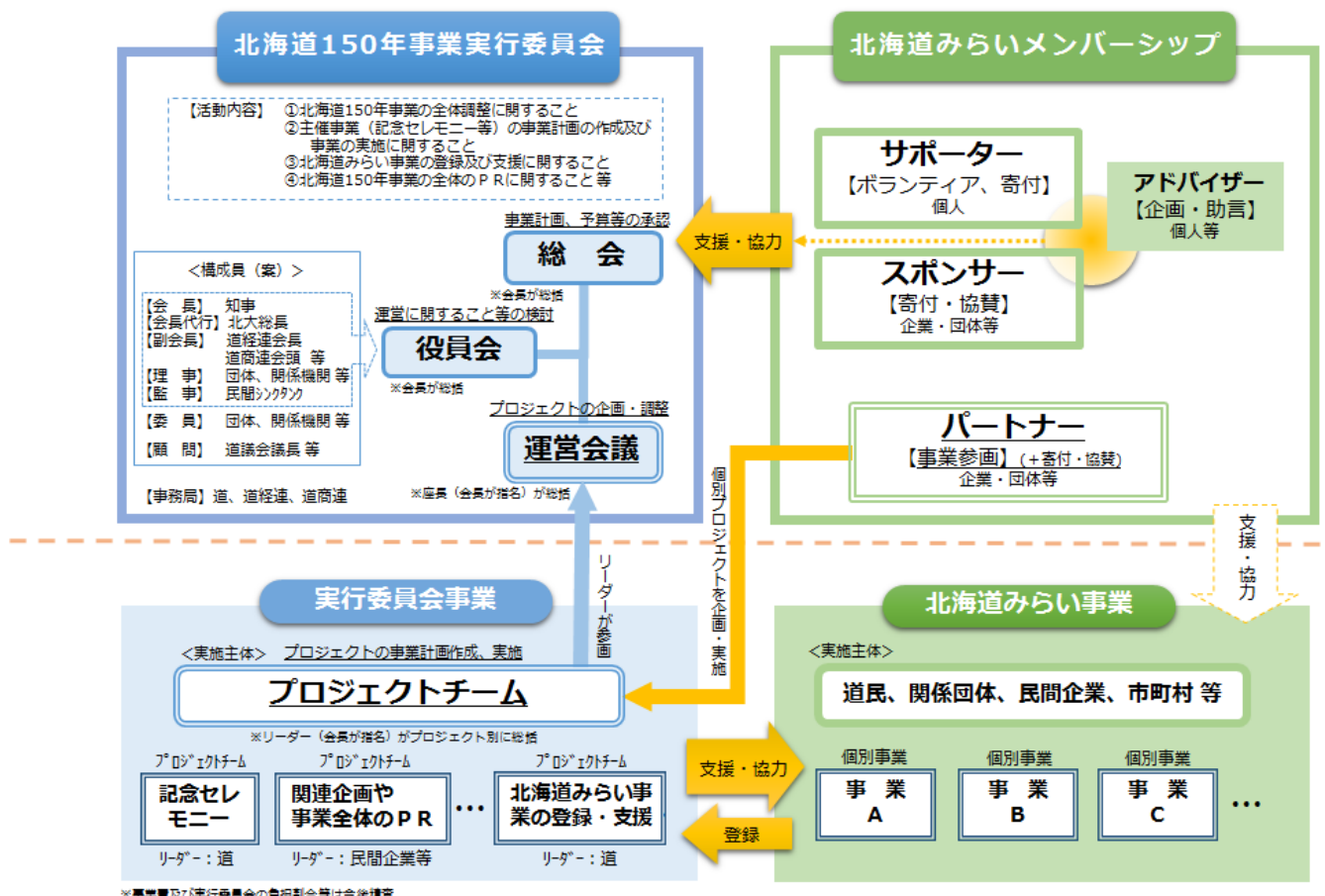
実行委員会では、さらなる取組の広がりを期待し、次のとおり、「パートナー」の 2 次募集を行います。（募集要件等の変更はありません。）

1 「パートナー」について

「パートナー」とは、次の要件の全てを満たす企業等を指します。

- 「北海道 150 年事業基本方針」の趣旨に賛同し、実行委員会が行う事業（記念セレモニー、関連する企画事業、PR）を、企業等の企画力やノウハウ等を発揮して実施。
- 事業費（人件費を含む）が総額 100 万円以上となる見込みである事業を企画、実施。
※スポンサーとして寄附を行う場合は、寄附（予定）額も上記総額の算定対象とします。
- 事業を企画、実施するプロジェクトチームを主体的に運営。

プロジェクトチームが、複数の企業等で構成される場合、全ての構成企業等が「パートナー」となります。



2 パートナーの申請手続について

(1) 申請者

事業を企画、実施する企業等が申請者となります。

なお、複数の企業等で事業を実施する場合は、プロジェクトチームのリーダーが所属する企業等が申請者となります。

(2) 申請方法

別紙「パートナー申請書」に必要事項を記載の上、下記担当者に提出してください。

受理後、3 開庁日以内にご担当者様にご連絡します。

提出方法は、電子メール、FAX、郵送又は事務局への直接提出によります。

(3) 受付期間

平成 29 年 4 月 27 日 (木) ～平成 29 年 6 月 1 4 日 (水) 17 時【2次募集】

(事務局への直接提出：土日・祝日を除く 9 時～17 時)

※ 2 次募集の受付終了後に 3 次募集を行う予定 (～9 月頃まで) ですが、1 次・2 次募集で指名されたパートナーが行う事業と類似する事業は、内容の調整等を行わせていただく場合があります。

(4) 申請内容の確認

事務局によるヒアリングを行い (日程は申請者と協議の上決定します)、ご提案いただいた事業内容について確認させていただきます。

また、事業内容の確認に必要な資料等を追加で提出していただく場合があります。

なお、申請者の所在地が遠隔地であることなどにより、書面等のやりとりによってヒアリングに代える場合がありますのでご注意ください。

(5) 「パートナー」としての指名

(4) の確認結果を踏まえ、実行委員会規約第 14 条第 2 項 (1) の規定により、会長 (北海道知事) が「パートナー」として指名します。

3 その他の留意事項

(1) 「パートナー」となった場合のメリットとして考えられる実行委員会の取組は次の事項です。

- ・各種 P R 媒体や記念事業記録誌等において、「パートナー」として紹介します。
- ・実行委員会の「パートナー」として、記念セレモニー等で表彰・紹介します。
- ・プロジェクトチームの事業は、実行委員会事業として P R します。
- ・北海道 150 年ロゴマークを使用できます。
- ・事業の準備段階から、実行委員会委員 (団体、関係機関等) や他のパートナーとの効果的な連携を図ることができます。

(2) 実行委員会規約第 12 条第 3 項の規定に基づき、プロジェクトチームのリーダーが、事業間の調整等を行う運営会議に参画することとなります。

(3) パートナーとして指名された後であっても、次の項目に該当すると判断した場合は指名を取り消す場合があります。

- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下、「暴力団」という)、又は暴力団の構成員と認められるもの
- ・法令又は公序良俗に反するもの
- ・実行委員会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れがあるもの
- ・実行委員会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのあるもの
- ・その他実行委員会会長が不相当と判断するもの

(4) 「パートナー」に指名されない場合でも、企画する事業を「北海道みらい事業」として登録できる場合がありますのでご相談ください。

事業の企画内容や体制、事業費、人件費の考え方などについては、下記担当者にご相談ください。

○申請書提出・問合せ先

北海道 150 年事業実行委員会事務局 (北海道総合政策部政策局北海道 150 年事業室) 担当：早田、今田、岩崎 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁本庁舎 3 階 TEL：011-204-5995 E-mail：hayata.takeshi@pref.hokkaido.lg.jp
